

(別紙)

2013 年 8

月 8 日

改正 2015 年 3 月 5 日

最終改正 2015 年 8 月 7 日

普及用国産材マーク使用基準

普及用国産材マーク（以下「普及用マーク」という）の使用に関する基準を次に定める。

1 普及用マークの態様

(1) 普及用マークは、下図の通りとする。



<普及用国産材マーク 黒字表記>



<普及用国産材マーク カラー表記>

(2) 普及用マークは、全木連が商標権その他の権利を有し、管理する商標（出願番号 商願 2013-16085）と、追記部分（「このマークは木材製品に印字されます」）より構成される。

(3) 普及用マークは、本基準で認められる方法以外の改変をすることはできず、その枠内には、上記以外の文字又は記号等を記入してはならないものとする。

(4) 普及用マークの寸法は、普及用マークの相似形で寸法を変更して作成することができる。

(5) 普及用マークの色は、黒字表記、又は深緑地（DICF304（ヴェール・エコッセ））に白字のカラー表記のいずれかとする。

2 普及用マークの使用事例

普及用マークは、新聞広告、自社のパンフレット・ウェブサイトの他、以下のように使用することができる。

(使用事例)

- ・普及用マークの使用を許諾された者（以下「普及用マーク使用者」という）の事業所内での表示（ポスター・のぼり等）
- ・普及用マーク使用者による国産材利用イベントの会場での表示

但し、個別の商品ではなく、イベント全体にかかる形でのみ使用できるものとする。

- ・普及用マーク使用者の構成員の名刺への印刷等
- ・上記以外で、別に定める国産材マーク推進会規約（以下、「推進会規約」という）第4条2項、第5条2項に記載する活動を行うために普及用マーク使用者が作成する文書・データ

また、普及用マークとともに、以下のような文言を記載することができる。

（文言事例）

- ・「日本の森林のため、国産材マーク■の普及に協力しています」
- ・「国産材マーク■の推進会会員です」
- ・「日本の森林のため、国産材マーク■が付された木材製品の利用を推進しています」

3 普及用マーク使用者の義務

- (1) 普及用マーク使用者は、普及用マークが、国産材マークの普及のためにのみ使用できるとに留意し、普及用マークが特定の製品の性能、品質、状態等を現すものと消費者に誤認されるような態様で使用してはならない。

（例）

- ・普及用マーク使用者は、木材関連製品又はこれに類似する製品に普及用マークを表示してはならない。
 - ・普及用マークを広告・冊子・ウェブサイトで使用する場合、木材関連製品又はこれに類似する製品の表示に近接した位置に表示してはならない。
 - ・木材関連製品又はこれに類似する製品であるか否かにかかわらず、特定の商品と関連付けられたものとの誤認を生じさせるおそれのない形で、普及用マークを使用するものとする。
- (2) 普及用マーク使用者は、推進会規約により認められている場合を除き、普及用マークを他人に使用させてはならない。
 - (3) 普及用マーク使用者は、普及用マークの使用にあたり、法令や公序良俗に反する行為その他普及用マーク又は国産材マークの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為をしてはならない。
 - (4) 推進会規約又は本基準の内容に関して疑義がある場合には、推進会事務局に連絡するものとする。推進会事務局は、必要と認める場合、JAPICと協議のうえ、解決することができる。

*付記

2015年3月5日：「3 普及用マークの使用者の義務」における「誤認されるような態様」の例示を明確化。

普及用マークが、国産材マークの普及のためにのみ使用できるとに留意し、「普及用マークが特定の製品の性能、品質、状態等を現すものと消費者に誤認されるような態様で使用してはならない。」における例文の3つめを「木材関連製品又はこれに類似する製品であるか否かにかかわらず、特定の商品と関連付けられたものとの誤認を生じさせるおそれのない形

で、普及用マークを使用するものとする。」と修正

2015年8月7日：全木連への商標権の譲渡等に伴い改正